

## ■ 条例案に対する意見の申出状況（令和4年度）

本委員会は、市議会から「札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年月日	条例案名	概要
R4. 6. 1	札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案	雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の改正内容等を考慮して、本市職員及び教育職員に係る失業者の退職手当について国の制度に準じたものとするため、所要の改正を行う。
	札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案	
4. 9. 20	札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、原則2回まで育児休業を取得することが可能となること等を踏まえ、柔軟な育児休業の取得を可能とする等、本市職員の育児休業に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行う。
4. 12. 5	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案	地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年の引上げを前提として、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などの制度が設けられることに伴い、本市職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の整備等を行う。
	札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の特定任期付職員に適用される給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。

	札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の教育職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	ヒグマの捕獲、処分、痕跡調査等に従事した職員に対して特定危険作業手当を支給する等のため、所要の改正を行う。